**特別支援学校卒業生の就労継続支援Ｂ型利用に向けた就労アセスメント実施マニュアル**

**【事業所向け】**

**平成２８年７月**

**鹿角市　福祉課**

　本マニュアルに記載された取扱いは、鹿角市が支給決定を行う方に対する取扱いです。他市町村が支給決定を行う利用者に関しては、当該市町村の取扱いを必ずご確認いただきますようお願いします。

**目　次**

１　就労アセスメントの目的について　　　　　　　　　　　　　　　……１

２　就労継続支援Ｂ型の利用について

　(１)就労継続支援Ｂ型の利用に係る経過措置について　　 　　　　……１

(２) 平成２７年４月１日以降に就労継続支援Ｂ型を新規で利用する場合

 　　 　　　 ……２

３　Ｂ型事業利用希望者の支援学校在学生に係る利用の流れ 　　　……３

４　市内の就労移行支援事業所等(平成28年7月末現在)　　　 　　　……６

**１　就労アセスメントの目的について**

　障がい者に対して適切な就労支援を行うためには、支援対象者の就労面や生活面に関する多角的な情報を把握しておくことが必要です。

　これらの情報のうち、生活面の情報については、支援対象者を長期間にわたって支援している特別支援学校等から把握することができますが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要があります。

　このため、就労経験のない者（50歳以上の者や障害基礎年金１級受給者を除く）が就労継続支援Ｂ型事業の利用を希望する場合については、就労アセスメント機能を有する就労支援事業所等がアセスメントを行い、就労面の情報の把握を行うこととなります。

**２　就労継続支援Ｂ型の利用について**

**（１）就労継続支援Ｂ型の利用に係る経過措置について**

就労継続支援Ｂ型を利用するには原則として、下記の要件のいずれかに該当する必要があります。

　制度上、就労継続支援Ｂ型の対象者については、

①就労経験がある方で年齢や体力面で雇用されることが困難となった方

②就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適切と判断された方

③年齢が50歳以上の方

④障害基礎年金1級を受給されている方

を原則（以下「原則の対象者」という。）としていますが、鹿角市においては、以下の表のとおり経過措置を適用することによって原則の対象者に該当しない方であっても、その必要性が認められる方に対しては、就労継続支援Ｂ型の支給決定を行ってきました。

しかしながら、平成27年4月1日以降は、経過措置が適用できなくなり、制度本来の取扱いとなるため、就労継続支援B型を利用する際には、就労移行支援事業所において、一般就労が可能かを見極める就労アセスメントを受けていただく必要があります。

**○経過措置の適用状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 24年度まで | 平成25年3月31日まで（以前の経過措置）根拠：Ｈ24.3.21付け厚労省事務連絡 | 　経過措置を適用し、鹿角市が就労継続支援Ｂ型利用の必要性を認めた場合には、支給決定を行ってきた。（アセスメントなし） |
| 25年度・26年度 | 平成25年4月1日～平成27年3月31日まで（現在の経過措置）根拠：Ｈ25.3.29付け厚労省通知根拠:Ｈ27.3.16付け厚労省事務連絡 | 鹿角市が必要性を認めた場合には、支給決定を行ってきた。当該支給決定更新時には就労移行支援事業所でアセスメントを受ける必要があるとされていましたが、平成27年3月16日付け厚労省事務連絡により、必ずしもアセスメントを受ける必要はない取扱いとされました。 |
| 27年度以降 | 平成27年4月1日以降根拠：Ｈ25.4.4付け厚労省通知 | 　本来のルールを適用するため、原則の対象者以外の方が就労継続支援Ｂ型を利用する際には、「就労移行支援事業所でのアセスメント」が原則必須となります。 |

**(２)平成２７年４月１日以降に就労継続支援Ｂ型を新規で利用する場合**

条件（原則の対象者）

①就労経験がある方で年齢や体力面で雇用されることが困難となった方

②就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適切と判断された方

③年齢が50歳以上の方

④障害基礎年金1級を受給されている方

いずれの条件にも該当しない方

いずれかの条件にも該当しない方

（直接B型事業所を利用可能）

就労移行支援を利用するための計画相談、就労移行支援の暫定支給決定

（原則2ヶ月以内）

就労移行支援事業所での

アセスメント（5日～10日）

就労継続支援B型利用のための計画相談

就労継続支援B型の支給決定・利用開始

**３　Ｂ型事業利用希望者の支援学校在学生に係る利用の流れ**

　就労アセスメントが必要な者が就労継続支援Ｂ型事業の利用を希望する場合のサービス利用相談から利用後までのおおまかな流れは以下のとおりです。

①【生徒・保護者】→【福祉課】

　・就労アセスメントを目的とした就労移行支援事業所の利用申請

②【生徒・保護者】→【相談支援事業所】

　・就労アセスメントのためのサービス等利用計画案の作成依頼

③【相談支援事業所】→【就労移行支援事業所】

　・相談支援事業所が就労移行支援事業所と連絡をとり、就労アセスメント実施のための調整を実施

④【生徒・保護者】【支援学校等】→【相談支援事業所】

　・サービス等利用計画案作成のための参考資料となる就労アセスメント総合記録票の提出

　※２部コピーし、原本を福祉課へ、写しを就労移行支援事業所へ提出し、残りの写しを相談支援事業所が保管

⑤【相談支援事業所】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントのためのサービス等利用計画案を作成して生徒・保護者へ交付

⑥【相談支援事業所】→【福祉課】

　・生徒及び保護者が同意し署名されたサービス等利用計画案の写しを提出

⑦【福祉課】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントのための暫定支給決定

　・サービス利用支給決定通知及び受給者証を交付

　※支給決定期間は２カ月以内の範囲で個別のケースに応じて設定

⑧【相談支援事業所】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントのためのサービス等利用計画を作成して生徒・保護者へ交付

⑨【相談支援事業所】→【福祉課】

　・生徒及び保護者が同意し署名されたサービス等利用計画の写しを提出する。

⑩【就労移行支援事業所】→【生徒】

　・サービス利用の契約締結

　・個別支援計画の作成

　・就労アセスメントを実施。

　※就労アセスメントの実施は夏休み期間中の５～１０日間を想定

⑪【就労移行支援事業所】→【相談支援事業所】

　・アセスメントの結果と取り纏め、アセスメントシート及び評価結果報告書を提出

※就労支援のための評価シート（アセスメントシート）の記入については、アセスメントシート記入マニュアルを参照

※２部コピーし、原本を福祉課へ、写しを支援学校へ提出し、残りの写しを相談支援事業所が保管

⑫【相談支援事業所】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントの結果や通常の調査（障害の状況や家庭状況、利用者の意向など）の結果を参考にモニタリングを実施し、最適なサービス種別を相談・提案

卒業後、一般就労の可能性がある場合

卒業後、就労継続支援B型事業を利用する場合

⑬-2【相談支援事業所】→【障害者就業・生活支援センター】

・障害者就業・生活支援センターと協力し、一般就労への移行支援を実施

⑬-1【利用者】→【福祉課】

　・就労継続支援B型事業所の利用申請

⑭【利用者】→【相談支援事業所】

　・就労継続支援B型利用のためのサービス等利用計画案の作成依頼

⑮【相談支援事業所】→【利用者】

　・就労アセスメントのためのサービス等利用計画案を作成して利用者へ交付

⑯【相談支援事業所】→【福祉課】

　・利用者が同意し署名されたサービス等利用計画案の写しを提出する。

⑰【福祉課】→【利用者】

　・サービス等利用計画案を参考に支給決定

　・サービス利用決定通知及び受給者証を交付

⑱【相談支援事業所】→【利用者】

　・就労継続支援B型利用のためのサービス等利用計画を作成して利用者へ交付

⑯【福祉課】→【利用者】

　・サービス等利用計画案を参考に支給決定を行う。

　・サービス利用決定通知及び受給者証を交付する。

⑲【相談支援事業所】→【福祉課】

　・利用者が同意し署名されたサービス等利用計画の写しを提出

⑳【利用者】→【就労継続支援Ｂ型事業所】

　・通所によりサービスの利用開始

|  |  |
| --- | --- |
| 使用する様式 | 提出先 |
| ① | ・支給申請書・計画相談支援給付費支給申請書・同意書※申請時に１８歳未満の者のみ（児童相談所長から就労移行支援事業所の利用を適当と認める旨の意見書交付依頼用） | 福祉課 |
| ② | ・計画相談支援依頼（変更）届出書 | 相談支援事業所 |
| ④ | ・就労アセスメント総合記録票※原本は福祉課、写しを就労移行支援事業所へ提出 | 相談支援事業所 |
| ⑪ | ・就労支援のための評価シート（アセスメントシート）・暫定支給決定機関の利用にかかる評価結果報告書・個別支援計画の写し（任意様式）・日誌の写し（任意様式） | 相談支援事業所福祉課支援学校等 |

**４　市内の就労移行支援事業所等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | 事業所住所 | 電話番号 | 定員 |
| 多機能型事業所かづの就労センター | 鹿角市十和田錦木字下野添８－４ | 0186-35-5655 | 6人 |

就労移行支援事業所によるアセスメントが困難な場合には障害者就労・生活支援センターによるアセスメントを実施します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | 事業所住所 | 電話番号 | 定員 |
| 秋田県北障害者就・生活支援センター | 大館市泉町９番１９号泉町地域ふくしセンター１階 | 0186-57-8225 | － |

就労移行支援事業所によるアセスメントの具体的な実施方法については下記を参考としてください。

・各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル

http://pref.akita.lg.jp/www/contents/1426579767653/index.html

・就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

http://pref.akita.lg.jp/www/contents/1430213215543/index.html

**お問い合わせ先**

鹿角市　福祉課　地域福祉班

〒０１８－５２０１

鹿角市花輪字下花輪５０番地（福祉保健センター内）

電話０１８６－３０－０６４７